

令和9年度全国高等学校総合体育大会 第77回全国高等学校スキー大会（アルペン）
岐阜県実行（準備）委員会協賛取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、岐阜県で開催される令和9年度全国高等学校総合体育大会第77回全国高等学校スキー大会（アルペン）（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（協賛の種別）

第2条 協賛の種別は、次のとおりとする。

- （1）大会の運営に必要な資金の提供（以下「協賛金」という。）による協賛
- （2）大会の運営に必要な物品の提供（以下「協賛物品等」という。）による協賛
- （3）その他、令和9年度全国高等学校総合体育大会第77回全国高等学校スキー大会（アルペン）岐阜県実行（準備）委員会（以下「県実行（準備）委員会」という。）が必要と認めるもの

（区分）

第3条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとし、協賛物品等については、大会に係る広報活動または運営に関する諸物品として活用するものとする。

（協賛の募集方法）

第4条 協賛の募集は、ホームページへの掲載、訪問または文書による依頼等により行うものとする。

（協賛の募集期間）

第5条 協賛の募集期間は、別表で示すとおりとする。

（申込方法）

第6条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- （1）協賛の申込みは、県実行（準備）委員会に「協賛申込書（様式第1号）」（以下「協賛申込書」という。）により申込みを行うこととする。
- （2）県実行（準備）委員会は、協賛申込みを受けた場合、申込みを行った企業等が、第9条の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、協賛申込書を受諾し、「協賛承諾通知書（様式第2号）」（以下「承諾通知書」という。）を当該企業等に交付する。

（協賛の特典（権利））

第7条 第2条に規定する協賛を実施した企業等（以下「協賛者」という。）に対し、別表のとおり協賛金の額または協賛物品等の換算金額に応じた特典（権利）を付与する。ただし、公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等（以下「ナショ

ナルスポンサー」という。)が有する権利と調整する場合がある。

(特典(権利)の提供期間)

第8条 特典(権利)の提供期間は、原則として、協賛金または協賛物品等の提供を県実行(準備)委員会が確認した日から県実行委員会が解散する日までの期間とする。

(協賛の不受理)

第9条 県実行(準備)委員会は、協賛の申込みを行った企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛申込書を受諾しないこととする。

- (1) ナショナルスポンサーのカテゴリー独占権と競合する(同一業種および同一製品等を取り扱っている)場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行ったまたはその恐れがあると認められる場合
- (3) 協賛事業を特定の政治・思想・宗教等の活動を目的に利用するまたはその恐れがあると認められる場合
- (4) 協賛事業の内容が、法令および公序良俗に反するまたはその恐れがある場合
- (5) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つけるまたはその恐れがある場合
- (6) その他、県実行(準備)委員会が不相当と認める場合

(協賛の納付)

第10条 第6条の規定により、承諾通知書を受けた協賛者は、協賛金または協賛物品等を県実行(準備)委員会が指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、特別な理由があると県実行(準備)委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 協賛金は、原則振込払いとし、振込手数料は協賛者が負担するものとする。

3 県実行(準備)委員会は、協賛金の納付を確認したときまたは協賛物品等を受領したときは、協賛受領証明書(様式第3号)を協賛者へ交付する。

(協賛広告)

第11条 第7条に規定する協賛の特典(権利)により大会ホームページや表彰用バックボード等に掲載する内容について、協賛者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがないこと。
- (2) 瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (3) 第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (4) 関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (5) 掲載された内容に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立てまたは損害賠償の請求があったときは、協賛者の責任および負担により解決するものとする。
- (6) 協賛者は、その表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

(協賛者の取消し)

第12条 協賛者から「協賛取消申請書(様式第4号)」により協賛の取消しの申し出があつ

た場合は「協賛取消承諾書（様式第5号）」により、また、第9条に該当すると認められる場合は「協賛取消通知書（様式第6号）」により、県実行（準備）委員会は協賛の取消しをすることができる。

- 2 前項の規定により、協賛の取消しを行った場合、特典（権利）の提供を停止する。この場合、納付された資金または提供された物品等の返還は行わない。

（協賛事業の変更）

第13条 協賛者から「協賛広告内容等変更申請書（様式第7号）」により協賛の内容変更の申し出があった場合、県実行（準備）委員会は協賛内容を審査し、「協賛広告内容等変更承諾書（様式第8号）」により変更を承諾することができる。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和8年7月14日から施行する。

別表

協賛の特典（権利）一覧

No	規 格	金 額				
		A 170 万円 (相当) 以上 (※1)	B 20 万円 (相当) 以上	C 6 万円 (相当) 以上	D 3 万円 (相当) 以上	E 1 万円 (相当) 以上
1	選手が着用する競技者用ビブスの両面部へのロゴプリント	○ (※1)				
2	表彰用バックボードへの企業ロゴの掲載	○ (※2)	○ (※2)			
3	大会 HP への企業等名の掲載	バナー (大)	バナー (大)	バナー (中)	バナー (小)	個人名のみ 掲載 (※3)
4	応援メッセージの掲載 (75 文字以内)					○ (※3)
募集期間		～令和 9 年 9 月末日		～令和 9 年 12 月末日		

※ 1 ①およそのサイズは縦 8 cm・横 25cm 又は縦 4 cm・横 12.5cm とする。原稿は、JPEG データとし、原寸大（実物大）で、追加挿入文章等の作成をせずにダイレクト印刷ができるものとする。

②ビブスの制作費用によっては、金額は増額となる可能性がある。

③入賞者はビブスを着用して表彰式に臨むものとする。

※ 2 掲載するのは最大で 5 企業（ナショナルスポンサーを掲載する場合は、それを除く）とし、先着制とする。

※ 3 個人による協賛のみとし、応援メッセージは個人名と併せて、大会ホームページ内に設けるリンク内に、一覧で掲載する。